

稲沢市クーリングシェルター指定要領

1 趣旨

この要領は、気候変動適応法(平成30年法律第50号。以下「法」という。)第21条第1項に規定する指定暑熱避難施設(以下「クーリングシェルター」という。)の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 指定する施設の要件

この要領によりクーリングシェルターとして指定する施設は、次に定める要件のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 市内に所在する施設であること。
- (2) 適当な冷房設備を有すること。
- (3) 熱中症特別警戒情報の発表期間中、あらかじめ公表する開放可能日及び時間帯において、一般開放できること。
- (4) 受入可能人数が同時に滞在できる空間が適切に確保されていること。
- (5) 施設の入口に市が提供するポスターを設置し、クーリングシェルターであることを周知すること。

3 運用期間

クーリングシェルターとして施設を開放する期間は、4月の第4水曜日から10月の第4水曜日までとする。ただし、予防的な措置として熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、市民へ開放するよう努めるものとする。

4 指定等

クーリングシェルターとして指定する施設は次のいずれかに該当する施設とする。

- (1) 公共施設のうち、2の要件を満たす施設
- (2) クーリングシェルターの指定の応募があった施設について、2の要件を満たすと市長が認めるときは、当該施設をクーリングシェルターとして指定し、施設の管理者と協定を締結する。

5 指定期間

指定の日から当該指定日の属する年度の末日までとし、指定を受けた施設の管理者から当該期間の満了の2か月前までに申出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとする。

6 指定の解除

市は指定の期間中であっても、次に該当する場合、クーリングシェルターの指

定を解除することができる。

- (1) 指定する施設の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 施設より指定の解除の申出があったとき。
- (3) その他当該施設がクーリングシェルターとしてふさわしくないと市が認めるとき。

7 公表

4の指定を受けた施設については、その概要を市が広報、ホームページ等で公表するものとする。

8 応募方法

応募様式に必要事項を記入の上、持参又は郵送若しくは電子メールにて環境保全課へ提出するものとする。

付則

この要領は、令和6年6月20日から施行する。